

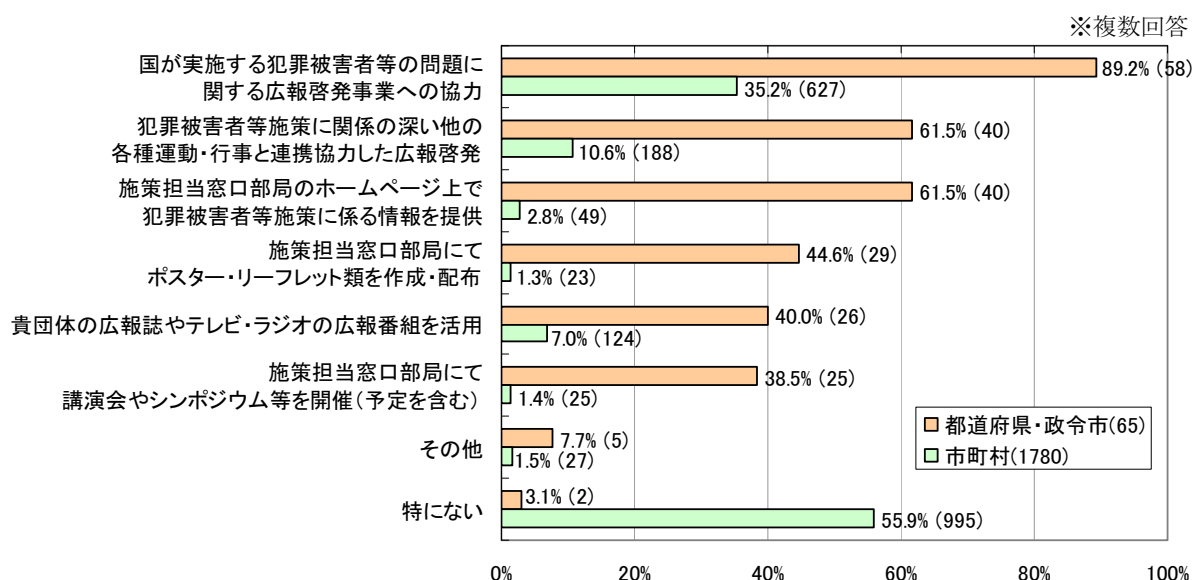
2.4 犯罪被害者等施策に関する広報啓発

1) 広報啓発事業で実施していること

犯罪被害者等に関する広報啓発事業について、各団体が実施していることについて、都道府県・政令市では「国が実施する犯罪被害者等の問題に関する広報啓発事業への協力」が 89.2%を占めている。また「施策担当窓口部局のホームページ上で犯罪被害者等施策に係る情報提供」「犯罪被害者等施策に係る深い他の各種運動・行事と連携協力した広報啓発」が共に約6割を占めている。

市町村では、広報の実施率は大幅に減少し、「特にない」が 55.9%を占めている。

広報啓発事業で実施していること（グラフ）

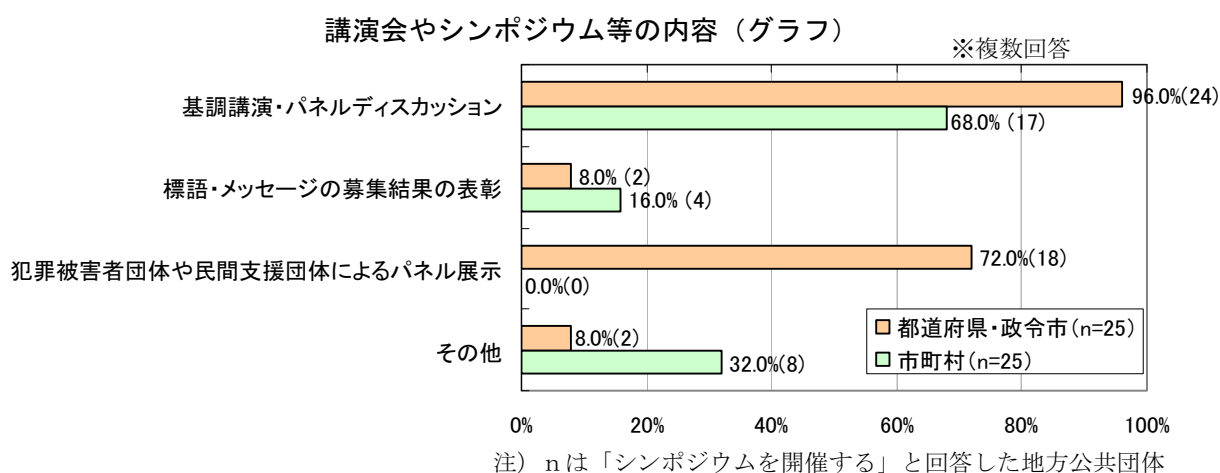


広報啓発事業で実施しているその他内容

- イベント
 - ・パネル展
 - ・中学校での生徒等を対象とした犯罪被害者の講演会
 - ・関係機関等会議での制度説明
 - ・出前講座等で、市民に対し犯罪被害者支援について講義
- 媒体
 - ・ケーブルテレビの文字放送をする
 - ・人権問題啓発冊子などへの啓発記事の掲載
 - ・他団体発行の資料等の掲示・配布
- その他
 - ・NPO 法人犯罪被害者支援センターと連携しての広報啓発

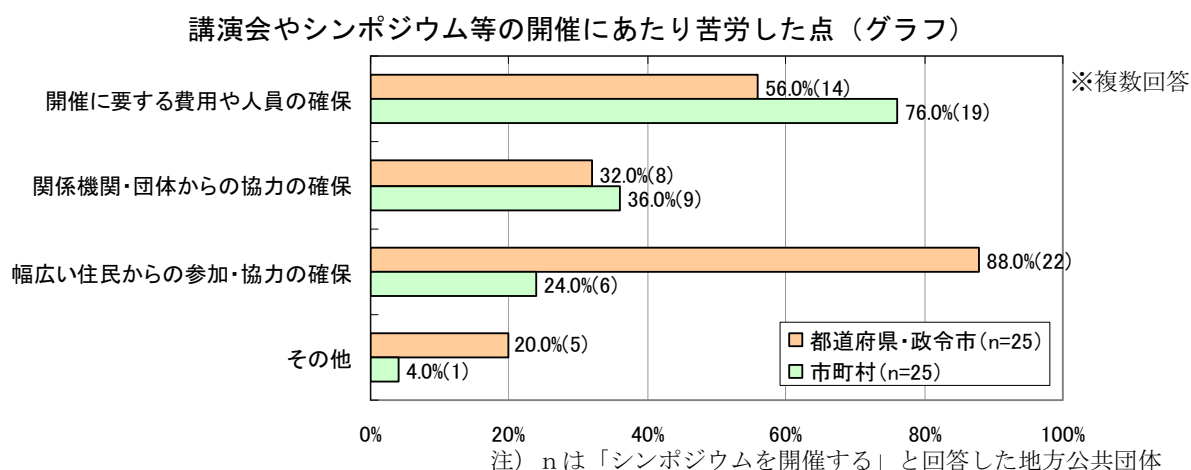
2) 講演会やシンポジウム等の内容

講演会やシンポジウム等の内容について、「基調講演・パネルディスカッション」が多く、都道府県・政令市では 96.0%、市町村では 68.0%を占めている。また都道府県・政令市では「犯罪被害者団体や民間支援団体によるパネル展示」が 72.0%を占めている。「その他」の内容としては、被害者支援をテーマとした映画などがあった。



3) 講演会やシンポジウム等の開催にあたり苦勞した（苦勞している）点

講演会やシンポジウム等の開催にあたり苦勞した（苦勞している）点について、「幅広い住民からの参加・協力の確保」が多く、都道府県・政令市では 88.0%、市町村では 76.0%を占めている。



その他苦勞した点では、講演者・パネリスト等の確保、人が集まるような事業内容の検討、地域で各種活動を行っているボランティアに理解を広げることなどがあげられている。

4) 講演会やシンポジウム等の開催にあたって工夫・留意している点（自由回答）

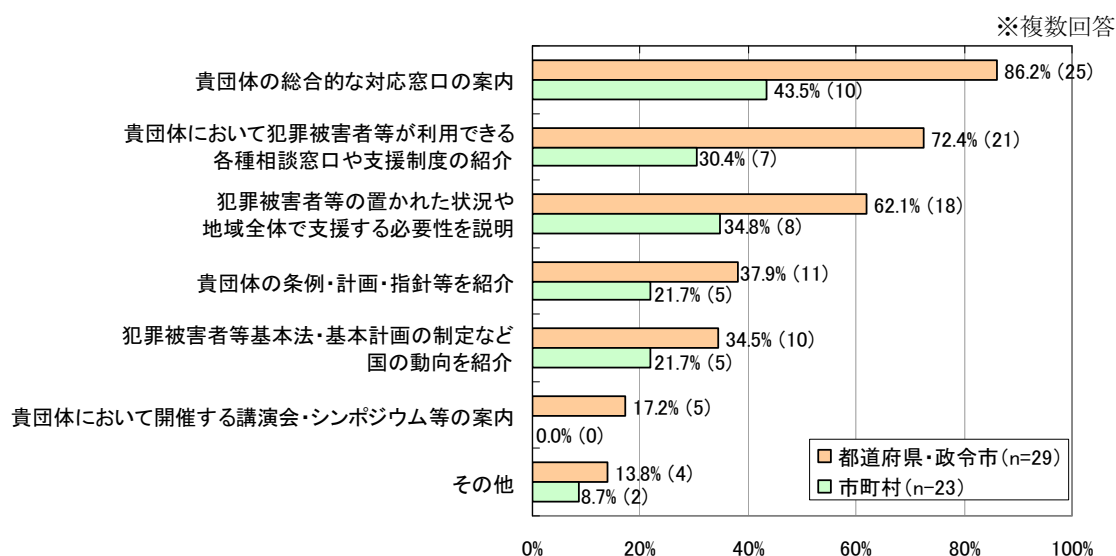
講演会やシンポジウム等の開催にあたって工夫・留意している点については、以下のよう
な回答があった。

- 防犯のみならず、交通安全・消費者被害防止を含めた総合的講演会を実施する予定。
それぞれの分野における関係者及び幅広い住民の参加を考えており、地域コミュニティ
の活性化を目指した講演会にする。
- 事業主対象の講演会では、身近な団体を巻き込むことで、広く周知ができる。
- 参加者全員による「意見交換の場」づくりをし、単発で終わらせないようにした。
- 企画・運営についてはNPO法人との協働で行った。また当日は犯罪被害者支援員の
協力も得て開催した。
- 市町村の取組につながるような開催場所の選定をした。
- 犯罪被害者を講師として中学・高校生向けに命の大切さを学ぶ授業を開催（民間被害
者支援団体に業務委託、年6回予定）している。
- 被害当事者の方がどのような状況にあるのかをつたえるためにその視点に立った内容
にしている。
- ノウハウを持つ関係機関・団体との協働（例えば講師選定等）により実施している。
- 予算が無いので単独開催が困難なため、既存の人権集会の分科会にテーマ設定した。

5) ポスター・リーフレット類の内容について

ポスター・リーフレット類では、窓口の案内を内容とするものが多くなっている。

ポスター・リーフレット類の内容について(表)



注) nは「ポスター・リーフレットを作成・配布する」と回答した地方公共団体

6) ポスター・リーフレット類の作成・配布にあたって、利便性の向上など工夫・留意

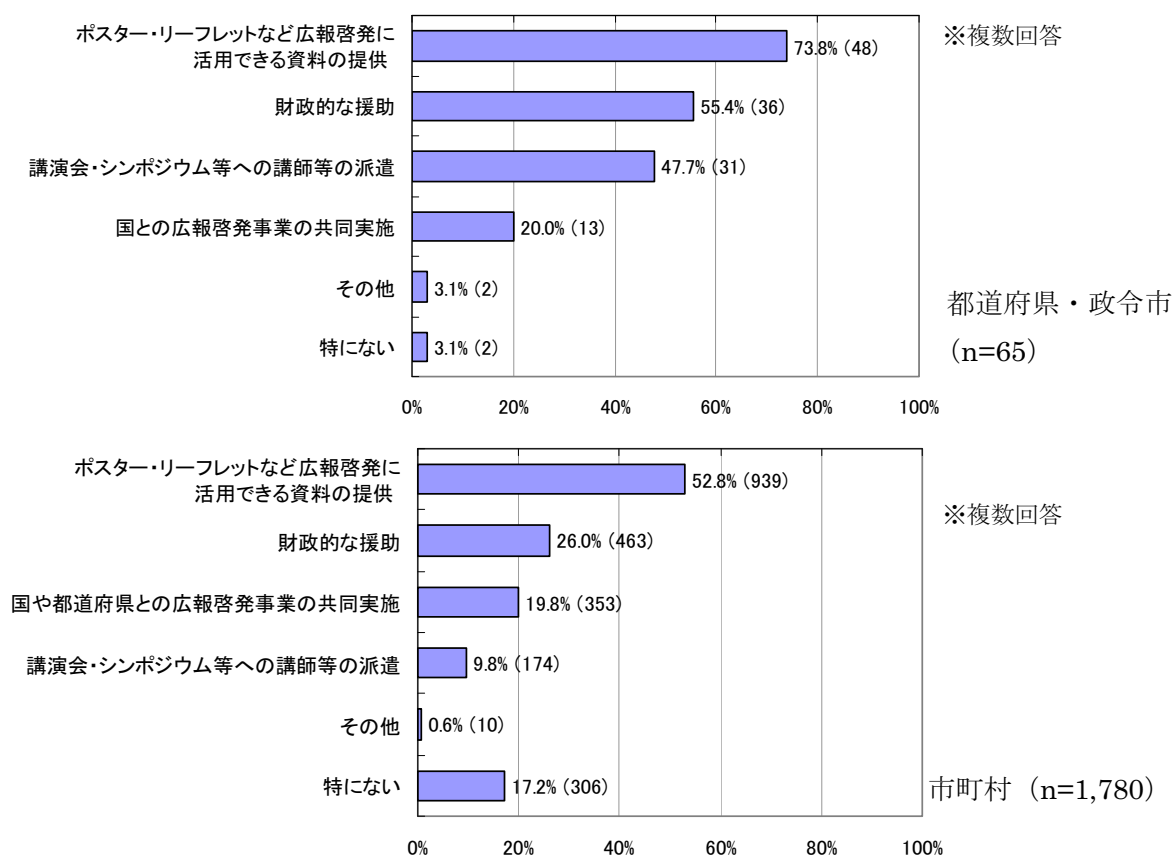
ポスター・リーフレット類の作成・配布にあたって工夫・留意している点については、以下のような回答があった。

- 持ち帰りや携帯しやすいように A4 を三つ折りした形とした。
- イラストを多用して分かりやすいように作成した。
- 駅、病院等へ配布した。
- 財布等にコンパクトに入る名刺サイズのカードを作成予定である。
- より多くの市民に周知する為、様々な大会集会時にリーフレットを配布している。

7) 広報啓発にあたって、国・都道府県に対して希望する支援

犯罪被害者等施策に関する広報啓発にあたって、国（都道府県）に対して希望する支援について尋ねたところ、「ポスター・リーフレットなど広報啓発に活用できる資料の提供」が都道府県・政令市、市町村とも最も多くなっている。

広報啓発にあたって、国・都道府県に対して希望する支援（グラフ）



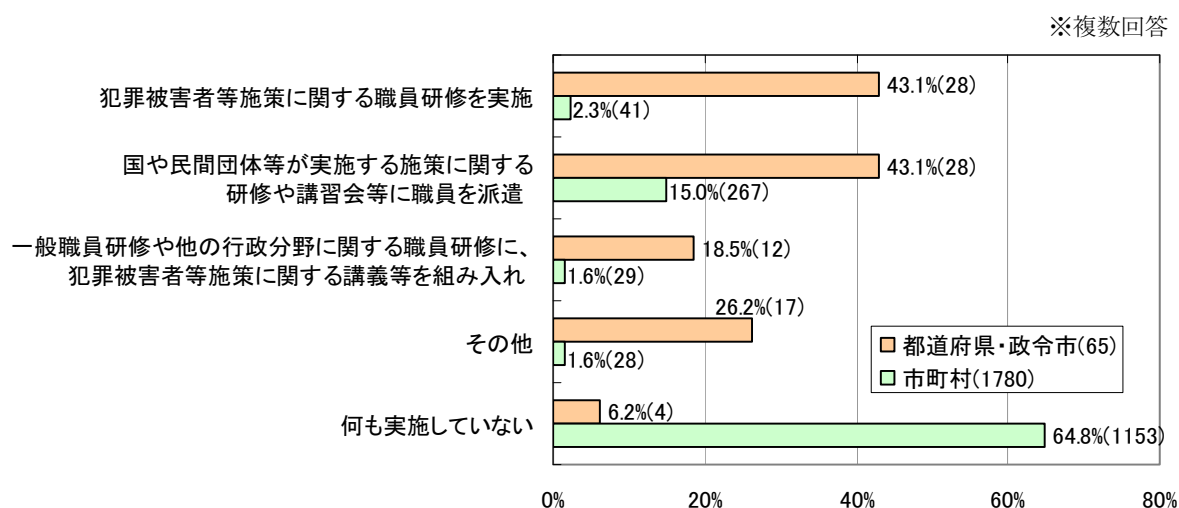
その他要望として、「国・県の実施する支援事項（項目）の資料を提供してもらいたい」、「担当する人手が足りないので人的支援をお願いしたい。」などがあげられている。

8) 関係機関の職員を対象に、犯罪被害者等の理解のためにやっていること

庁内各部局などの関係機関の職員を対象に、犯罪被害者等の置かれた状況や支援への必要性の理解を深めるために行っている（予定も含む）ことについて、都道府県・政令市では「犯罪被害者等施策に関する職員研修を実施」43.1%、「国・民間団体等が実施する施策に関する研修や講習会等に職員を派遣」43.1%を占めている。市町村では、「何も実施していない」が64.8%と多い。

「その他」には、関係部局を対象にした庁内会議の実施、犯罪被害者等施策情報の庁内への電子掲示、内閣府のメールマガジン転送などによる情報提供などがあつた。

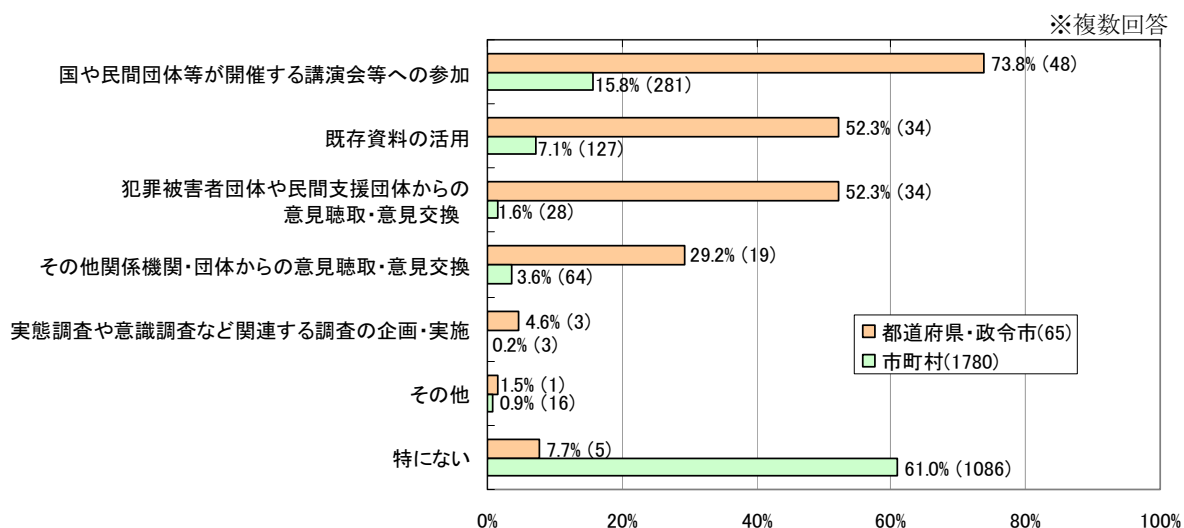
関係機関の職員を対象に、犯罪被害者等の理解のためにやっていること（グラフ）



9) 地域の実態を把握するために実施していること

都道府県・政令市では「国・都道府県や民間団体等が開催する講演会等への参加」73.8%が最も多くなっている。一方で、市町村は「特にない」が61.0%となっている。

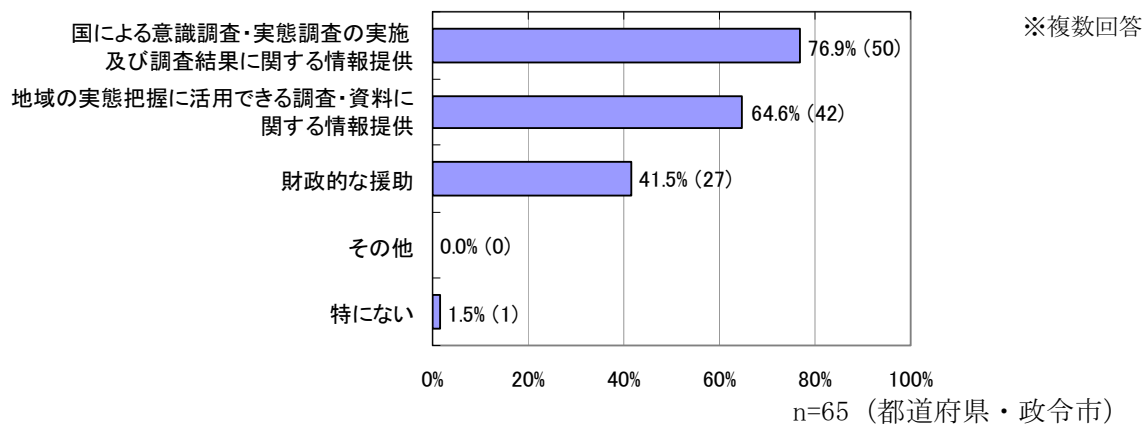
地域の実態を把握するために、実施している（予定も含む）こと（グラフ）



10) 国に対して希望する支援（都道府県・政令市）

犯罪被害者等に関する地域の実態を把握するにあたって、国に対して希望する支援について、都道府県・政令市では「国による意識調査・実態調査の実施及び調査結果に関する情報提供」が76.9%、次いで「地域の実態把握に活用できる調査・資料に関する情報提供」が64.6%を占めている。

国に対して希望する支援（都道府県・政令市）（グラフ）



11) 国・都道府県に対して希望する支援（市町村）

国・都道府県に対して希望する支援について、市町村では「地域の実態把握に活用できる調査・資料に関する情報提供」が約 44.7%を占めている。

